

「芸術家等の活動基盤強化 芸術家等実務研修会の実施」 委託要項

令和5年6月28日
文化庁次長決定

（令和5年10月23日一部改訂
令和6年6月27日一部改訂）

1. 趣 旨

個人で活動する芸術家等及びその発注者の立場になる者が、適正な事業環境構築のため必要な知識を身に付けられるよう、研修会等を通じて普及啓発を行う。

2. 委託業務の内容

- （１）研修用教材の開発
- （２）研修会の実施
- （３）検証及び成果報告

3. 業務の委託先

委託先は、次の①から④の要件を全て満たす法人又は団体（以下「団体等」という。）とする。

- ① 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
- ② 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ③ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- ④ 団体等の活動の本拠としての事務所を有すること

4. 委託期間

委託期間は、契約期間満了日までとする。

5. 委託手続

- （１）団体等が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- （２）文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

6. 委託経費

- （１）文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費（賃金）、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。

- (2) 文化庁は、団体等が本契約の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたりしたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

8. 業務完了（廃止）の報告

団体等は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から30日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなくてはならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8の委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) 文化庁は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。